

令和 7 年 3 月
愛 荘 町 議 会 定 例 会

諸 般 の 報 告

令和 7 年 2 月 1 7 日

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日

愛荘町長 有村 国知

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和7年1月29日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

- 1 契約の目的 令和6年度 工事第9号
町道上蚊野下八木線道路改良工事
- 2 変更契約の金額 変更前の契約金額 52,494,200円
変更後の契約金額 52,933,100円
- 3 契約の相手方
住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川796番地7
氏 名 株式会社 安田組
代表取締役 安田 勉

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日

愛荘町長 有村 国知

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和6年12月23日

愛荘町長 有村 国知

損害賠償の額を定めることについて

1 相手方

滋賀県愛知郡愛荘町川久保198番地

西岡 宏

2 事故の概要

令和6年8月26日（月）午前9時頃、文書配布を行っていた職員が公用車を方向転換させようとしたところ、アクセルとブレーキを踏み間違え、公用車前方バンパーが相手方私有地のブロック塀に衝突した。これにより、相手方ブロック塀に損傷が生じた。

3 損害賠償金

金 86,900 円

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日

愛荘町長 有村 国知

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和6年12月23日

愛荘町長 有村 国知

損害賠償の額を定めることについて

1 相手方

滋賀県愛知郡愛荘町川久保195番地

中村 秀成

2 事故の概要

令和6年8月26日（月）午前9時頃、文書配布を行っていた職員が公用車を方向転換させようとしたところ、アクセルとブレーキを踏み間違え、公用車前方バンパーが相手方私有地のブロック塀に衝突した。これにより、相手方ブロック塀に損傷が生じた。

3 損害賠償金

金 182,600 円